

10月12日(火)に 市税事務所を開設

白石区にお住まいの方の市・道民税や、白石区に所在する土地・家屋の固定資産税・都市計画税の課税などは、東部市税事務所で行います。軽自動車税と固定資産税(償却資産分)は中央市税事務所が担当します。なお、一部の市税証明の発行は、区役所でも行います。

■東部市税事務所

◎個人の市・道民税と固定資産税・都市計画税(土地・家屋分)に関する事務を担当

【厚別区大谷地東2丁目 交通局庁舎1・2階】



地下鉄東西線「大谷地駅」3番出口直結、バスターミナル向かい

お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。車でお越しの場合は、数に限りがありますが、特約駐車場(1時間ごと200円、市税事務所への駐車券提示で1時間無料)をご利用ください。

●納税課

市税証明、口座振替担当 ☎802-3912

納税相談担当 ☎802-3913

●市民税課

個人の市・道民税担当 ☎802-3914

(給与からの特別徴収に関するものは除く)

●固定資産税課

土地担当 ☎802-3917

家屋担当 ☎802-3918

■中央市税事務所

◎軽自動車税や固定資産税(償却資産分)などに関する事務を担当

【中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館4階】

中央市税事務所の詳細および各市税事務所の所在地などは、全市版6ページをご覧ください。

※固定資産税・都市計画税(土地・家屋分)は、資産の所在地の区を所管する市税事務所が担当します。

市税事務所に関するお問い合わせ

財政局税制課調査担当 ☎211-3091

■区役所でも発行する市税証明

◎2階「税の証明窓口」で発行

①個人の市・道民税の課税・納税証明および所得証明

②個人の固定資産税・都市計画税の課税・納税証明

※区役所では、原則として現年度分と前年度分のみ発行します。ご不明な点は事前にご確認をお願いします。

×区役所で発行できない市税証明

- ・未納のある場合の納税証明
- ・納税証明(指名願、酒類販売業免許申請用)
- ・軽自動車の納税証明
- ・その他の市税証明(固定資産評価証明、法人の課税証明・納税証明など)

※上記の市税証明は、市税事務所と市役所2階「税の証明窓口」で発行します。

ハローワーク札幌東から庁舎一時移転のお知らせ

庁舎建て替えのため、約2年間は仮庁舎で業務を行います。

移転日 平成22年10月12日(火)

※10月8日(金)は午後5時15分まで。9日(土)は閉庁。

移転先 豊平区月寒中央通7丁目 JA月寒中央ビル2階(地下鉄東豊線「月寒中央駅」3番出口すぐ)
※庁舎周辺は駐車禁止区域です。公共交通機関をご利用ください。

詳細 ハローワーク札幌東 ☎853-0101

広告

